受動喫煙防止対策の法制化を求める意見書

厚生労働省の喫煙の健康影響に対する検討会が取りまとめた報告書では、喫煙は、肺がん、喉頭がん、胃がんなどに加え、循環器疾患や呼吸器疾患などとも因果関係があり、受動喫煙は、肺がん、虚血性心疾患、脳卒中と因果関係があることが示されています。

また、国立がん研究センターは、受動喫煙による死亡者数を年間約1万5千人 と推計しています。

たばこの煙が深刻な健康被害を招くことが明らかになる一方で、世界保健機関 (WHO) では、日本の受動喫煙防止対策を最低ランクに位置付けています。

2010年にはWHOとIOCによる「たばこのないオリンピック」が合意されており、2020年の東京オリンピック・パラリンピック等を目指して、受動 喫煙防止の取組みを積極的に進めていくことが必要です。

以上のことから、国民の生命・健康を守るため、公共の場や食堂、居酒屋等を 原則禁煙とする実効ある受動喫煙防止対策の早期法制化を強く要請いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

平成29年12月25日

伊 那 市 議 会

衆議院議長参議院議長内閣総理大臣厚生労働大臣